

「Ogyaa's 梅田」利用規約 新旧対照表（内容変更を伴うものを記載）

改訂後（平成 30 年 12 月 25 日付）	改訂前（平成 30 年 7 月 3 日付）
第 2 条（会員の登録） 1.（略）初期費用を通知日より <u>指定の期日</u> 以内に運営者に支払います。（略）	第 2 条（会員の登録） 1.（略）初期費用を通知日より 14 日以内に運営者に支払います。（略）
第 3 条（料金の支払） 1. 毎月所定の日（銀行休業日の場合はその前営業日）に、以下の料金をお支払いいただきます。 （1） <u>会費と共益費</u> （2） <u>オプションサービス</u> 利用料（コピー利用料、 <u>ミーティングルーム</u> 利用料など） 2. <u>会費、共益費</u> およびオプションサービス（略）	第 3 条（料金の支払） 1. 毎月所定の日（銀行休業日の場合はその前営業日）に、以下の料金をお支払いいただきます。 （1）翌月利用料または賃料 （2）各種設備利用料（コピー利用料、会議室利用料など） 2. 利用料、賃料およびオプションサービス（略）
第 <u>6</u> 条（住所等の使用） <u>※第 7 条（郵便物・宅配物の扱い）の 4 項に移動。</u>	第 4 条（住所等の使用） 2. 運営者は会員宛の宅配物を基本的に代理で受け取りません。
第 <u>4</u> 条（インキュベーションサービス）	第 5 条（インキュベーションサービス）
第 <u>14</u> 条（音・においに関する注意事項） 2. 携帯電話の使用 <u>および Web 会議</u> は、 <u>運営者が指定する場所、もしくは</u> エントランスで行ってください。当施設内ではマナーモード <u>の設定をお願いいたします</u> （プライベートオフィス会員、マイブース会員が自室内で使用する場合を除く）。	第 6 条（音・においに関する注意事項） 2. 携帯電話の使用は、 <u>他の会員の方にご迷惑がかかるので</u> 当施設内ではマナーモード <u>に設定の上</u> （プライベートオフィス会員、マイブース会員が自室内で使用する場合を除く）、 <u>通話は</u> エントランス <u>もしくはビルの屋外</u> で行ってください。
第 <u>15</u> 条（設備の利用に関する注意事項）	第 7 条（設備の利用に関する注意事項）
第 <u>16</u> 条（撮影・取材・写真利用について）	第 8 条（撮影・取材・写真利用について）
第 <u>9</u> 条（ゲスト） 1. 会員が主催する会議、接客対応に限り、会員以外の者を受付で入室手続きを行った <u>上</u> で施設内に招き入れることができます。 <u>マンスリー4 会員を除き、利用時間 2 時間まで（上限 3 名）を限度として利用できます。</u> 2 時間を超過する場合、会員は運営者が別途定める料金を支払ってください。 <u>マンスリー4 会員は、運営者が別途定める料金で 1 日（土日祝日を除く 9:30～17:30）利用できます。</u>	第 9 条（ゲスト） 1. マンスリー4 会員を除く 会員が主催する会議、接客対応に限り、会員以外の者を <u>利用時間 2 時間まで（上限 3 名）を限度として</u> 、受付で入室手続きを行ったうえで施設内に招き入れることができます。2 時間を超過する場合、会員は運営者が別途定める料金を支払ってください。

第 8 条 (電話取次)	第 10 条 (電話取次)
第 12 条 (荷物の搬入出)	第 11 条(荷物の搬出入)
第 13 条 (共用部分) <u>3. 上記の行為があった場合は、行為者の承諾なしにその物品の撤去を行い、撤去費を請求します。なお、施設損傷のときは撤去費とともにその補修費を請求します。</u>	第 12 条(廊下・階段) (追加)
第 17 条 (喫煙)	第 13 条(喫煙)
第 10 条 (ゴミの処理) 2. <u>可燃ごみ、ペットボトル、缶・瓶、シュレッダーごみ</u> は、それぞれ分別して施設内所定の場所へ捨ててください。 3. <u>その他のごみは、指定の方法で三共梅田ビル指定の場所に分別して捨ててください。</u>	第 14 条(ゴミの処理) 2. 生ごみ(可燃ごみ)、廃プラスチック類、ガラスくず、紙ごみ、資源ごみ(空き缶、空き瓶、ペットボトル) は、それぞれ分別して施設内所定の場所へ捨ててください。 3. 紙ごみは、「新聞」「ちらし」「雑誌」「シュレッダーごみ」「段ボール」に分別してください。
第 7 条 (郵便物・宅配物の扱い) <u>4. 運営者は会員宛の宅配物を基本的に代理で受け取りません。</u>	第 15 条(郵便物の受信) (移動/※第 4 条 (住所等の使用) より)
第 5 条 (セキュリティカード) 2. <u>初回・追加および退去時までに紛失された際</u> に発行手数料を頂戴します。 4. 最終退室者は、室内の <u>照明および空調などの電源を切り</u> 、窓・扉の施錠を必ず確認して下さい。	第 16 条(セキュリティカード) 2. 初回および追加の際に発行手数料を頂戴します。 4. 最終退室者は、室内の消灯などを行い、窓・扉の施錠を必ず確認して下さい。
第 19 条 (防災管理)	第 17 条(防災管理)
第 20 条 (宿泊)	第 18 条(宿泊 について)
第 11 条 (清掃)	第 19 条(清掃)
第 21 条 (貼りビラ等の禁止)	第 20 条(貼りビラ等の禁止)
第 25 条 (契約の解約) 1. 会員は 1 か月前 <u>までに E メールもしくは書面</u> により運営者に <u>申告し、「解除通知書」を記入の上</u> 届け出ることにより利用契約を解約し退会することができます。	第 25 条 (契約の解約) 1. 会員は 1 か月前に書面により運営者に届け出ることにより いつでも 利用契約を解約し退会することができます。